

一般廃棄物の処理手数料等の改定等について（答申書）

平成27年 9月18日
平塚市廃棄物対策審議会
会長 藤野 裕弘

本審議会は、平成27年7月13日付27平循第239号で市長から諮問を受けた「一般廃棄物の処理手数料等の改定等」について、慎重な審議を重ねた結果、次のとおり答申する。

「動物の死体」「し尿」については、基本的に排出者には応分の負担を求めることや税負担の公平性を担保することを理由に、処理原価に近づけて、料金改定をすることが必要と判断した。

「ごみ」については、平成24年度答申を踏まえ、新しい環境事業センターの稼働実績をもとに処理原価を算出したが、1年足らずの実績しかないことや売電収入等の処理コスト面で先行きが不透明なところがあることを理由に、一部の処理手数料については、据え置きが必要と判断した。そのほかについては、先の「動物の死体」や「し尿」と同様、処理原価に近づける料金改定が必要と判断した。

なお、今回の答申をまとめるにあたり各委員から提案や意見があった。今後、処理手数料を改定するにあたっては参考とされたい。

1 動物の死体

(1) 畜産農業に係る以外のもの（市が指定する処理施設へ直接搬入するとき）

近隣市の状況と比べると高めの料金設定ではあるが、愛玩動物については飼育者が限られており、相応の負担を求めることは税の公平性の点から必要である。処理手数料については、処理原価に近づけることが望ましい。

(2) 畜産農業に係る以外のもの（市が収集し、運搬し、及び処分するとき）

(1)と同じ理由により、処理手数料については、激変緩和措置を踏まえ、段階的に処理原価に近づけることが望ましい。

付帯事項

・将来的に小動物の死体については、民間施設に処理を委託すべきとの議論がある。ただし、平塚市の小動物の専用焼却炉は、主に路上で亡くなっている小動物を焼却する目的でつくられており、現在もその能力を超えない範囲で、愛玩動物の火葬を行っている。このことから、今後の小動物の処理の在り方を考えるには、十分な検討が必要である。

2 し尿

(1) 定額料金 [一般家庭で世帯の把握ができるもの]

下水道への接続については、地理的・人為的なことを背景に困難な場合がある。一方、現行の処理手数料が安価であることから、あえて接続を希望しない者もあると聞く。そうした認識を払拭し、かつ、税の公平性を担保するためには、平成24年度答申を踏まえた計画的な見直しが欠かせない。

平均的な一般家庭の下水道使用料を負担の目安とし、それを超えない範囲で近づけるべきである。処理手数料については、激変緩和措置を踏まえ、段階的に処理原価に近づけることが望ましい。

(2) 従量料金 [事業者その他これに類するもの]

(1)と同様、税の公平性を担保するためには、激変緩和措置を踏まえ、処理原価に近づけることが望ましい。

(3) 従量料金 [前号以外のもの]

(1)(2)と同様、税の公平性を担保するためには、激変緩和措置を踏まえ、段階的に処理原価に近づけることが望ましい。

3 ごみ等

(1) 搬入料金

従来の算出方法では、処理原価を若干上回っている。しかしながら、処理手数料を下げることは、近隣自治体との金額の差が拡大するだけでなく、他市からのごみの流入を誘発してしまう可能性がある。また、新しいごみ焼却施設が稼働してからまだ1年半という状況で、売電等の運営コストにおいても今後どうなるか不透明な面がある。このことは、今年10月に二宮町で稼働を予定している剪定枝資源化施設にも当てはまることである。

そこで、今回の改定においては、料金を据え置きとし、各施設の実績が3年

程度整った段階で、改めて処理原価を算定し、検討することが望ましい。

(2) 臨時料金 [市長が指定する処理施設へ直接搬入するとき]

(1) と同様の算出方法だが、徴収率は5割に満たない状況である。(1) のように今後、処理コストが不透明ながらも増加する可能性がある中で、据え置くことは、将来の値上げ幅に影響する。処理手数料については、近隣市の状況や激変緩和措置を踏まえ、段階的に処理原価に近づけることが望ましい。

(3) 収集運搬料金

家電リサイクル法の対象品目については、販売店等での引き取り義務があり、その場合には回収料金が課せられている。民間業者との料金の調和を図りながら、不法投棄を誘発しない範囲において、相応の負担を求めることは税の公平性の点から必要である。

処理手数料については、民間業者の動向を見据えながら、処理原価に近づけることが望ましい。

(4) 臨時料金 [市が収集し、運搬し、及び処分するとき]

税の公平性や排出者に応分の負担をしていただくべきである。処理手数料については、激変緩和措置を踏まえ、段階的に処理原価に近づけることが望ましい。

(5) 特定料金

処理手数料については、事業者の排出抑制を図る点から、処理原価に近づけることが望ましい。

付帯事項

- ・「搬入料金」「臨時料金（市長が指定する処理施設へ直接搬入するとき）」については、今後も処理原価を超える額となる場合が想定される。市の算定基準上、処理原価を超える処理手数料の取扱について、市としての整理をお願いする。
- ・売電収入等の処理原価への算入について、市としての整理をお願いする。

4 10キログラム未満の対応

現在、10キログラム未満については、市の処理施設に搬入した際、処理手数料が加算されていない状況であるが、新しいごみ焼却施設では月平均で100件、破砕処理場では月平均で60件の持込みがある。

そこで、税の公平性や排出者には相応の負担をしていただく点から、10キログラム未満については、重量にかかわらず最低料金を徴収することが望ましい。

5 許可証の再発行について

一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに浄化槽清掃業の許可を受けた者が、許可証を紛失した場合は、その者の責任によるところが大きい。また、近隣自治体においても、同許可証の再発行に係る手数料を徴収しているところがほとんどであることを鑑み、処理手数料を設定することが望ましい。

6 特別の扱いを必要とする廃棄物について

スプリングマットレスのように、通常の処理とは別に前処理に要する委託料が発生しているもの、また、畳のように、委託料は発生していないものの、別に前処理が必要なものについては、処理原価分の手数料を徴収することが望ましい。